

## 令和7年度第7回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月6日（月）14時20分～14時43分
  2. 開催場所 市役所5階 大会議室
  3. 議案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 2件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について 17件  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 2件  
議案第4号 農業経営改善計画について  
議案第5号 青年等就農計画について  
議案第6号 農用地利用集積等促進計画について
  4. 報告  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件  
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 7件
  5. 出席委員 13名  
会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、4番農宮弘子、5番平山光子、7番池田繁雄、9番石井政樹、10番市原勉、12番子安明宏、13番秋山美德、14番片岡孝、15番戸田敏一
  6. 欠席委員 2名  
6番篠崎輝武、11番斎藤ひろ子
  7. 事務局 山老事務局長、小川主査
  8. 議事録
- 議長 委員定数15名中、13名出席しておりますので、総会は成立しております。定足数に達しておりますので、これより令和7年度第7回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。
- 初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、14番片岡委員と15番戸田委員を指名します。両委員、宜しくお願ひいたします。
- また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。
- なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力ををお願いいたします。
- また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言は

ご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、6議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、2件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認については、同一事業による17件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、2件、議案第4号、農業経営改善計画について、議案第5号、青年等就農計画について、議案第6号、農用地利用集積等促進計画について、でございます。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和7年9月30日午前9時より、2班の野口委員、平山委員、池田委員、市原委員、子安委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、平山委員より意見発表をお願いします。

5番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は二又字頭ノ腰、1筆1, 021平方メートルと、芳添、2筆701平方メートルと、井戸田、4筆3, 393平方メートルのすべて田、併せて5, 115平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢のため農業従事ができない、譲受人は経営規模を拡大するためです。営農計画においては水稻の作付を予定しています。9月30日に現地を確認しましたが、農機具の保有など3条許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号2につきまして、子安委員より意見発表をお願いします。

12番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は宿宇南原9筆、宿宇申新田7筆、荒生字上野1筆、家徳字長十郎野3筆、合計20筆、15, 625平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業法人に農地を集約し、営農を効率的に行うため、譲受人は営農を効率的に行うためです。営農計画においては、柿、レモンの作付を予定しております。9月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページから5ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転の申請です。場所は、二又の集落と真亀川に囲まれた水田地帯に点在しています。申請理由は、譲渡人は高齢等の理由により農業従事の意思がないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号2は、売買による所有権移転の申請です。場所は、宿、荒生、家徳の各集落内に点在しています。譲渡人は農業法人に農地を集約させるため、譲受人は営農を効率的に行うため、売買することとなったものです。作付作目は、柿、レモンです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 ありがとうございます。出席委員多数の賛成により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について審議に入ります。

申請番号1から13及び申請番号14から17は、同一事業であることから、一括して、野口委員より意見発表をお願いします。

1番 番号1から17について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による許可にかかる転用事業の計画変更についての申請です。申請地は、小野字南小野台13筆、小野字北小野台4筆、小野字大原2筆、面積14,590.51平方メートルの農地です。変更理由は、令和6年10月30日付けで砂利採取計画事業の認可を受けました採取量23,000立方メートルのうち、この11か月間で採取量が約14,600立方メートルであり、令和7年9月19日現在、残りの採取量が約8,400立方メートルで、採取量達成までは12か月以上の期間を要すことから、砂利採取事業を継続するにあたり、採取期間の延長が必要となったためです。9月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っておりますので許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の 6 ページから 9 ページをお願いいたします。

申請番号 1 から 13 及び 14 から 17 は、同一事業であることから、一括して説明します。本申請は、小野地先で行われている砂利採取事業に伴う一時転用申請です。場所は、丘山地区コミュニティセンターの南側に位置する山砂採取場の一角になります。本申請地については、令和 6 年 10 月に使用貸借権の設定による一時転用許可の工事期間について計画変更の承認を受け、工事完了予定を令和 7 年 10 月 31 日としておりましたが、今後の需要増大に対応するため、更に令和 8 年 10 月 31 日まで工事期間を延長したいとするものです。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ござりますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。

次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号 1 につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

10 番 番号 1 について説明いたします。本件は、農地法第 5 条の規定による使用貸借権を伴う転用の申請です。申請地は、北之幸谷字杉ノ木の畠 1 畠、面積 357 平方メートルの農地です。転用の目的は専用住宅の建設です。隣接農地との境界はブロック積みとします。汚水は公共下水道に接続し、雨水については前面の道路側溝に放流します。申請に必要な書類も全て整っておりますので許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に申請番号 2 につきまして、池田委員より意見発表をお願いします。

7 番 番号 2 について説明いたします。本件は、農地法第 5 条の規定による一時転用を伴う貸借権の申請です。申請地は、上谷字南沼の田、面積 1,021 平方メートルのうち 450 平方メートルの農地です。転用の目的は市道 0117 号線、上谷、歩道整備工事の資材置場です。転用に伴い山砂を田面から 70 センチ盛土し

て全体で山砂が300立方メートルの埋立を行う計画です。隣接農地への被害防止対策については、土砂の流出に十分注意して工事を行う計画です。また排水については雨水は敷地内浸透で処理します。防災計画は、工事中は交通誘導員を付け、通行人や車に十分注意して工事を行います。9月30日に現地を確認しましたが、特に問題となる状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っておりますので許可相当と判断いたします。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の10ページをお願いいたします。

申請番号1は、使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。場所は東金警察署の北、約100メートルに位置しています。転用の目的は専用住宅1棟の建築です。譲渡人と譲受人の関係は親子です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となるうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されています。

申請番号2は、賃借権の設定を伴う一時転用の申請です。場所は、上谷の飯島寺の北西、約600メートルに位置しています。転用の目的は、譲受人が請け負った市道の歩道整備工事の資材置場としての使用です。立地基準につきましては、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にある農地ですが、仮設構造物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目標達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることから、例外的に許可し得る農地です。

所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されております。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ござりますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号、農業経営改善計画について審議に入ります。

農政課より説明願います。

農政課 それでは議案第4号についてご説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第12条の規定により、意見を求められた案件は新規認定1件でございます。議案第4号別冊の1ページをご覧ください。薄島の農業者で営農類型は水稻です。経営改善につきましては、農地集積による規模拡大や、作業の効率化を図るものであります。機械・施設につきましては、コンバインやトラクターなどを導入する予定です。

以上、新規認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第4号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。

次に、議案第5号青年等就農計画について審議に入ります。

農政課より説明願います。

農政課 それでは議案第5号についてご説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第14条の5の規定により、意見を求められた案件は1件です。議案第5号別冊、就農地は東金山武、経営開始日は令和3年4月1日、と記載されている青年等就農計画認定申請書をご覧ください。こちらにつきましては、令和6年10月の総会にて、計画変更のご審議をいただきました計画の再変更です。内容としては前回の計画変更の際に、誤って夫婦での申請から個人への申請となってしまったが、それを夫婦の申請に、また修正するものであります。

以上、計画変更1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第14条の5の要件に該当しております。また山武農業事務所改良普及課が計画書の作成に携わっておりますことをお伝え申し上げます。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第5号、青年等就農計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。  
次に、議案第6号、農用地利用集積等促進計画について審議に入ります。  
事務局より説明願います。

事務局 議案第6号、農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。議案書は13ページ、資料は別冊の農用地利用集積等促進計画案をお願いいたします。  
本議案は、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件でございます。内容については、農地中間管理機構を介しての賃借権の設定で、公平地区の耕作者1名への貸付となっております。権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認可基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ござりますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。  
議案第6号、農用地利用集積等促進計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。  
次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の14ページから16ページをお願いいたします。  
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。8月26日から9月25日までに受付した案件は2件です。いずれも相続により所有権を取得したものです。届出番号2については斡旋の希望はありません。届出番号1については斡旋の希望がございましたので、のちほど担当委員さんにご連絡させていただきます。

議案書の17ページから18ページをお願いいたします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。8月26日から9月25日までに受付した案件は3件です。双方合意による賃借の解約です

。議案書の19ページをお願いいたします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。7件の照会があり、現地調査を9月10日と24日に実施いたしました。調査の結果、農地への復元が困難な状況であると判断し、すべて「非農地」で回答したものであります。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、定例総会を閉会といたします。慎重審議ありがとうございました。

令和7年10月6日